

2018年6月26日

経済産業省
経済産業大臣 世耕弘成様

6月4日に受領しましたご回答を受けて、重ねてお問い合わせいたします。

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

謹啓 向暑の砌、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちからの3月9日付お問い合わせに対するご回答をいただきました。長文で沢山の質問があるにも拘らず、隅々までお目通しされ回答いただいたものと思いました。ありがとうございます。

いただいた回答について精査いたしました。貴省から回答と説明がされて理解と納得が出来たこともありました。理解と納得が出来なかったこともありました。回答と説明がされていない事柄もありました。

受けて、下記のとおり重ねてお問い合わせいたします。よろしくお取扱いをお願いいたします。

記

一（貴省が遍く応答されている「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」について）で回答された点について。

（一）私たちからのお問い合わせは、次のことでした。

貴省が説明されている「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」について、そのように言える電気事業法上の根拠規定はどれなのでしょう。また、それがどのような意味で根拠となっているのかを教えてください。

（二）貴省からの回答は次のとおりでした。

現行の託送料金に関する電気事業法の規定は、2000年に電力小売を部分的に自由化した際に設けられましたが、これは、当時の審議会報告書において、公益的課題への対応に必要な負担については、「すべての需要家が公平に負うことを原則とする」という結論に至ったことを踏まえたものです。

こうした法律の趣旨を踏まえ、・・・このことは、審議会における議論の結果、

結論に至ったものです。

(三) 受けて、3点5項目について、重ねてお問い合わせします。

- 1) 私たちからの「電気事業法上の根拠規定はどれなのか」は具体的な根拠条項を尋ねたつもりでしたので、それへの回答は無いように思いました。具体的な根拠条項は無いと理解して良いのでしょうか。(質問項目1)
- 2) 「審議会」のことが記されていますが、これは2000年当時のものと、今般2016年9月から2017年2月までのものと、2つを指していると思われます。後者は先のお問い合わせに記したとおり『電力システム改革貫徹のための政策小委員会』と理解していますが、それで間違いはありませんか。(質問項目2)
- 3) 「2000年当時の審議会報告書」とは何を指していますか(質問項目3)。もし貴省のホームページ等で私たちが確かめられるのであれば、表題を教えてくださいませんか(質問項目4)。そうできないのであれば、その「報告書」を開示いただけるのでしょうか。(質問項目5)

二(「賠償負担金」の措置が必要とされる理由ないし目的に関する説明について)について。

- (一) 私たちから、「賠償負担金」措置化の理由ないし目的について、貴省から発表されている内容と、各紙の報道内容(そこには「審議会」委員の方の説明もあります)とに違いがあるので、それに関して幾つかのお問い合わせをしておりました。
- (二) 貴省からの回答は「御提示の記事の内容について、弊庁としてお答えすることは控えさせていただきます。」というものでした。
- (三) 私たちは、記事の説明ではなく、貴省からの説明をお聞きしたかったのです。したがって、次の4点4項目について、重ねてお尋ねします。

- 1) 貴省は「賠償負担金」措置化の理由ないし目的として、「東京電力福島第一原発事故の賠償費用の増加に対処するため」ということを否定して、「賠償の備えの不足分に対処するため」と発表し、説明しています。一方で、それ以前に報道された審議会の松村委員はインタビューに次のように説明されています。

経済産業省の試算で賠償費が約2.5兆円増加し、この分も本来は原子力事業者が負担するのが筋だ。だが、大手電力の利用者の負担なども考慮すると全て上積みするのは困難だ。例外中の例外として、託送料に上乗せすることを認め、大手電力から新電力まで利用者に広く薄く負担を求めることにした。

(2017年2月3日毎日新聞より)

この違いについて、貴省の発表と説明どおりと言われるならば、松村委員の説明もしくは記事が間違っているということなのではないでしょうか。貴省の説明には矛盾がありませんか。(質問項目6)

- 2) 同じく、竹内純子さんが「東京電力という一企業の失敗を、なぜ国民が負担するのか」という指摘は、感情的にはわかります。でも、一日も早く福島復興への責任を果たすという目的を考えれば、当面は昨年末に国が決めたこのしくみ以外に、解はないと思います。」と説明され、除本理史さんが「事故の対応に必要な費用は本来、

原発事故を起こした東京電力が負担すべきものです。電気を利用する人たちへのツケ回しは、本末転倒です。・・・2020年から月平均18円を追加して負担することが、昨年末の経済産業省の有識者会議の議論を経て打ち出されました。賠償費がこれまでの想定より2兆5千億円も増えたからです。」と説明されている記事があります。

(2017年2月15日朝日新聞より)

これについても竹内さんや除本さんの理解ないし説明もしくは記事が間違っているということなのですか。貴省の説明には矛盾がありませんか。(質問項目7)

3) 私たちの地元紙である西日本新聞も次のように報道をしています。

経産省は福島事故後の賠償費について、想定された5兆4千億円から7兆9千億円に上振れする試算を9日に公表。このうち2兆4千億円は、事故前に工面しておくべきだった一般負担金をさかのぼって算出し、充当する仕組みを導入、電気代にさらに上乗せする形で財源を確保する方針を示した。

(2016年12月25日西日本新聞より)

これによれば貴省自身が2016年12月9日に上を公表した、となっています。貴省が現在説明されることには矛盾がありませんか。(質問項目8)

4) 「賠償負担金」等の措置化の決定プロセスについて、2017年1月10日毎日新聞が「福島原発費用 「託送料」に上乗せ」「政官で国会審議逃れ」と題し、次のような報道をしています。

・・・2016年9月上旬、大手電力の業界団体「電気事業連合会(電事連)」の幹部3人が、原発推進派を中心に複数の自民党議員とそれぞれの執務室で向き合った。持参したA4版計10枚の資料には、東京電力福島第1原発事故の賠償費用の大幅増を予測する電事連独自の試算が示された。

・・・電事連幹部は、費用が膨らむなら大手電力の負担も増えるとみて、電力自由化で新規参入した新電力にも負担を求めることを要望した。・・・「資料は外部には存在しないことになっています」と念を押した。電事連は経済産業省にも同じ資料を持参し、陳情した。新電力に負担を求める案は経産省の思惑とも一致した。

これに先立つ7月末、東京電力ホールディングス(HD)は福島第1原発の事故処理費用が大幅に増えるとの見通しを示し、政府に支援を要請した。・・・年末に5.4兆円から7.9兆円に増えると試算される賠償費の手当ては重要課題だった。

経産省は二つの有識者委員会を設けて9月末に議論をスタート。この時既に賠償費増額分の経産省の腹案は、「託送料」と呼ばれる送電線利用料に上乗せし、新電力を含む電力各社から回収するものだった。

・・・

従来想定より倍増する福島第1原発の事故処理費用は、賠償の増額分を結果的に国民が広く負担する。決定にいたる経緯を検証した。

(2017年1月10日毎日新聞より)

「賠償負担金」等の決定プロセスについて、上にある「9月上旬の電事連からの

資料提出と自民党や経済産業省への陳情」「7月末の東京電力から政府への支援要請」「経産省が2つの有識者委員会を設けて9月末に議論をスタート。この時賠償費増額分の腹案として「託送料金」に上乘せするものであった」の三点は事実なのですか。（質問項目9）

三（「賠償負担金」の実額について）について。

（一）私たちからは、今後東京電力福島第一原発事故の賠償費用が増え続けていった場合、「賠償負担金（2.4兆円）」を増やすことはないのか、もしその賠償費用が増えた場合の手当てはどう考えているのかをお問い合わせしていました。

（二）貴省からは、次の回答をいただきました。

この額は賠償の備えの不足分として、全ての需要家から公平に回収する額の上限であり、今後、変動が生じる性格のものではないと考えております。・・・

賠償費用を含む、福島第一原発事故への対応に係る所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

（三）受けて、次の2点3項目について、重ねてお尋ねします。

1）賠償負担金について「変動が生じる性格のものではない」と考えておられるならば、件の『算定規則』第二十六条の二（変動額認可料金の算定）の1号に賠償負担金を掲げているのは何故かが分かりません。その理由を教えてください。（質問項目10）

（質問項目10）

<注：同条項は以下のとおりです>

一般送配電事業者は、法第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた託送供給等約款（法第十八条第五項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に引き上げようとするときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

- 一 賠償負担金相当金の変動額
- 二 廃炉円滑化負担金相当金の変動額
- 三 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費（略）

2）また、「現時点で一定の蓋然性を有する」という回答の意味は、将来変動する可能性があるということですか（質問項目11）。「賠償の備えの不足分を計算したもの」ということなのに、それが変動する可能性があるというのは矛盾していませんか。（質問項目12）

四（「廃炉円滑化負担金」の措置が必要とされる説明について）及び五（「廃炉円滑化負担金」の実額の見通しについて）について。

（一）私たちからのお問い合わせが、①廃炉に係る有価証券報告書上の処理と「廃炉会計制度」の照応や、それと「廃炉円滑化負担金」の照応で分からないことをお尋ねしていたことと、②そういう状況で「廃炉会計制度」と「廃炉円滑化負担金」に疑問を持つことへ説明を求めるものが入り組んで、よく整理できていなかったようです。

(二) それにも拘らず、貴省から様々説明をもらいました。お礼の上、回答されたことに基づいて、上①②を整理し、以下5点17項目について、重ねてお尋ねします。

1) 2015年参議院で貴省から報告された「中部電力浜岡原発の廃止措置費が840億円、2008年度特別損失額が1,536億円」は間違いないとのことでした。その上で「2008年度末の原子力施設解体引当金(注:額は不知です)を取り崩して1,536億円を特別損失処理したのか。廃止措置費840億円の扱いはどうなったか。これによって中部電力の経営が破綻しなかったのか」への回答は、「原子力発電施設解体引当金の取崩しにより特別損失を計上したものではない」でした。よろしければ具体的に、中部電力浜岡原発の「廃止措置費840億円・原子力施設解体引当金・特別損失金」の数値と処理内容が照合できるように教えてください。

(質問項目13)

この廃炉決定の2008年には「廃炉会計制度」は存在せず、従って「廃炉円滑化負担金」措置化も無かったのですが、特別損失まで計上しているようなので、今後のこの廃炉費用が2020年からの「廃炉円滑化負担金」によって賄われることは無い、と理解して間違いありませんか。(質問項目14)

2) 九州電力玄海原発1号機廃炉で「現時点で引当を完了していない額と、廃炉円滑化負担金額は異なります」と回答された点について、引当未了の26億円が2020年以降に「廃炉円滑化負担金」によって賄われるのですか(質問項目15)。その時、九州電力はどんな計算で申請額を決めて、貴省が認可することになるのですか。(質問項目16)

また「解体引当金総見積額の合計額と資産除去債務額との差額は廃炉円滑化負担金の額と異なる」と回答された点は、つまり、「廃炉見積額と引当金額の差額を廃炉円滑化負担金額というように考えてはいけない」という意味ですか(あるいはここでは資産除去債務に限ってのみそう言われていますか)(質問項目17)。そうした場合、何をもって「廃炉円滑化負担金」額を想定すればよいのですか。(質問項目18)

3) 日本原子力発電の廃炉引当金について「廃止措置がすでに進められている東海発電所と敦賀1号機は引当金の取崩しがされ、その他は取崩しは行われていない」と回答をいただきましたが、次のような報道があります。

・・・日本原子力発電(原電)が、廃炉のために準備しておくべきお金を流用し、残高が大幅に不足している。・・・これらの原発が廃炉の判断を迫られても、作業に必要な費用を賄えない可能性がある。原電は近く、東海第二の運転を最長60年に延長できるよう原子力規制委員会に申請する方針だが、廃炉にするにもその資金を確保できないことも背景にある。・・・原電の場合、廃炉作業中の東海原発(茨城県)、敦賀原発1号機を含む4基の廃炉にあてるため、総額1800億円前後の解体引当金がある計算だが、「大半を流用してしまった」(関係者)という。・・・原電は解体引当金をどの程度使ったかを明らかにしていない。一方、緊急時にすぐに使える手元の現預金は3月末時点で187億円しかない。・・・経産省も、解体引当金の流用は問題ないとの認識を示す。ただ、電力自由化によって

電力会社の突然の破綻が起きうる時代に入り、解体引当金の流用を規制するようルールの見直しが必要との意見は経産省内からも出ている。・・・金融機関は、原電の全原発が止まっている状況では、新たな融資はしない姿勢だ。規制委が東海第二の再稼働や運転延長を認めない場合、資金繰りが行き詰まり、原電は廃炉資金を調達できなくなる。逆に再稼働が認められても、原電は1700億円超の安全対策費を調達する必要がある、廃炉資金を穴埋めする余力は乏しい。

(2017年11月17日朝日新聞より)

回答からは、東海原発(廃止措置費490億円と報道)と敦賀1号機(同340億円)の計830億円は「取り崩されている」とのことですが、取り崩されて益金となった現預金はどこにあるのですか(質問項目19)。敦賀3、4号機の建設費に流用されたのですか。(質問項目20)

東海第二原発(同530億円)や敦賀2号機(同440億円)の計970億円は「取り崩されていない」とのことですが、「現預金は187億円しかない」とすれば、「引当金(負債)はあるが、現預金は無い」という状態なのですか。(質問項目21)

回答に「解体引当金は、現金の保有を求められるものではない」とありますが、現に廃炉作業が進んでいく東海原発と敦賀1号機の措置に必要なお金が日本原子力発電で手当てできない場合には、どうなるのですか(質問項目22)。「廃炉会計」や「廃炉円滑化負担金」が用いられ、そこから賄われるのですか(質問項目23)。もしそうなるならば、一般の電気利用者と直接の関係がない日本原子力発電ですが、「廃炉円滑化負担金」はどの事業者がどんな計算に基づいて計算、申請、認可されて、誰にどんな負担を求めることになるのですか。(質問項目24)

4) 日本原子力開発機構のもんじゅと東海再処理施設の建設費用と廃炉や廃止費用について「文部科学省の所管なので同省に尋ねてください」との回答であり、そのようにしたいとは思いますが、この回答からは、後述十二(原発のコスト)で回答されている「10.1円/kWh以上」の中にはもんじゅ(建設費1兆円・廃炉見積額3,750億円)と東海再処理施設(建設費不知・廃止見積額1兆円との報道あり)の費用は含まれていないとも理解できますが、その理解は間違っているかを貴省にお尋ねします。(質問項目25)

また、託送料金制度やそこに賠償負担金や廃炉円滑化負担金を上乗せする措置は貴省が管轄されているのですが、もんじゅや東海再処理施設の廃炉や廃止の費用は「廃炉円滑化負担金」によって賄われることは無いということですか。(質問項目26)

5) 最後に、「廃炉円滑化負担金」措置化自体に関して、いつからその検討が始まったのか(質問項目27)、発電事業者がそれを計算する算定ルールはどのような設計になっているのか(質問項目28)、日本全体でどれ程の額が想定される見込みでおられるのか(質問項目29)をお尋ねします。

六(「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は託送料金の一部なのか)及び七(「電源開発促進税」と「使用済燃料再処理等既発電費」を託送料金原価としている措置)及び十

(託送料金のそもそもの算定)及び十一(「託送料金」に転嫁されるさまざまな負担金の決められ方)について。

(一) 貴省からの回答で、あらためて確認いたしました。

- ・ 電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費は託送料金原価である。
- ・ 賠償負担金と廃炉円滑化負担金は2020年4月1日から託送料金原価となり、明細表等で明示される。
- ・ 託送料金は託送供給に係る料金である。託送供給の定義は「振替供給及び接続供給をいう」である(電気事業法第2条第6号)。

また、以下が重ねて説明されていると承知しました。

- ・ 託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る。
- ・ 各事業者の託送料金原価は、関係省令に基づき適正に算定され、認可されている。
- ・ 託送料金は、算定ルールに従って算定された原価と営業費用の実績が公開され、透明性が確保されている。
- ・ 今般の措置(賠償負担金と廃炉円滑化負担金を指しているものと思います)の議論を行った審議会は公開で、関係省令改正はパブリックコメントを経ている。

(二) 以上を受けて、次の3点7項目について、重ねてお尋ねします。

- 1) 「電源開発促進税」と「使用済燃料再処理等既発電費」を託送料金原価とする根拠となる法律条項は、電気事業法以外にあるのでしょうか(質問項目30)。あるならばそれは何のどの条項ですか。(質問項目31)
- 2) 「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が2020年4月以後に託送料金原価となることは、法律で決めるのですか(質問項目32)。「今回の措置」のようなことを一つの行政機関にすぎない経済産業省の省令で決めてよいのかというお尋ねへは、「審議会は公開で、省令の改正はパブリックコメントを経ている」と回答されましたが、こうした決め方を改めることは無いのでしょうか。(質問項目33)
- 3) 「託送料金の適正さ」に関して、確かに原価と営業費用の実績が公開されており、私たちは九州電力の両方を比較して、その疑問を先のお問い合わせで具体的に9項目お尋ねしました(先のお問い合わせの28p～30p)。それへの直接的な回答をもらえませんでした。これは貴省としては答えられないものですか。(質問項目34)

九州電力にもこの疑問は届けておりますが、「省令に基づいて原価は計算、申請し、認可を受けている」「原価と営業費用実績の比較や乖離について事後的に点検、修正することはない」との回答でした。つまり、託送料金の原価は計算され認可されたら事後的に実績と比較して修正することはない、と理解して良いですか(質問項目35)。そして、この算定への点検については、申請する大手電力と認可する貴省の他には、支払う立場にある新電力事業者や利用者からの関与の術は無い、意見も届ける術は無い、と理解しなければなりませんか。(質問項目36)

八(廃炉に伴う「放射性廃棄物の処理費」について)及び九(「使用済核燃料再処理」と

「東京電力福島第一原発の廃炉」に係る今後の費用増が託送料金に転嫁される惧れはないか) について。

(一) 「放射性廃棄物の処理」について、「低レベル放射性廃棄物は原子力事業者が取り組む。高レベル放射性廃棄物は最終処分法に基づき取り組む。」「事業者は、廃炉しようとする際に解体引当金の総見積額の承認を受ける。」「高レベル放射性廃棄物は廃炉作業とは関係ない」と回答、説明いただきました。受けて、次の3点10項目について、重ねてお尋ねします。

1) 低レベル放射性廃棄物の処理費用は額を見積もって廃炉費用の中に含まれている、と理解してよいですか(質問項目37)。その額は分かっているのですか(質問項目38)。そして、その場合、「廃炉円滑化負担金」で賄われる分があり、想定した額を上回る場合は「廃炉円滑化負担金」増額につながっていくということですか。(質問項目39)

2) 高レベル放射性廃棄物の処理費用はこれまで幾らかかって、どこから賄われているのですか(質問項目40)。これまでの額や今後の想定額は分かっているのですか(質問項目41)。こうした費用額は、十二(原発のコスト)で回答された「10.1円/kWh以上」の中に含まれているのですか(質問項目42)。またこれは「廃炉作業に関係ない」とのことなので、「廃炉円滑化負担金」には含まれない、と理解して良いですか。(質問項目43)

3) ところで、廃炉は30年とか40年と計画されますが、放射性廃棄物の処理に要する期間の定めはあるのですか(質問項目44)。1万年とか10万年とも聞いていますが、その間の管理に要する費用は計算しているのですか(質問項目45)。もし計算していないならば、実際に要することが確実なその費用は誰がどのように負担していくことになるのですか。(質問項目46)

(二) 「使用済核燃料再処理」について、「再処理等費用は電気料金原価、過去分は託送料金原価。」「H28年度設立の使用済核燃料再処理機構にて再処理等事業費は13.9兆円と精査、引き続き電気料金で回収される。」「現行制度において使用済核燃料再処理等既発電費以外の費用は託送料金の原価となっていない」と回答、説明いただきました。受けて、次の3点8項目について、重ねてお尋ねします。

1) 再処理等事業費13.9兆円の内容(内訳と使途)を教えてください(質問項目47)。また、六ヶ所再処理工場の建設費が「当初7,600億円見積、これまで2兆円以上、最終2.9兆円になる見通し」のように言われていますので、13.9兆円が見積か、実費か、想定額かが分かるようにお願いします(質問項目48)。2004年に貴省職員有志が『19兆円の請求書—止まらない核燃料サイクル—』という資料を作成されたのを知りましたが、この19兆円ではないのですか(質問項目49)。なお、「東海再処理施設の廃止認可 総費用1兆円試算」という報道(2018年6月14日日本経済新聞)を見ましたが、この1兆円というのは新たに増えるのですか。(質問項目50)

2) 13.9兆円が電気料金で回収される額と託送料金で回収される額に区分されるのですか。それぞれの額を教えてください(質問項目51)。区分の基準はどうなっていますか。(質問項目52)

3) 使用済燃料再処理等既発電費は「過去分」とのことですから、総額上限は決まっているのですか(質問項目53)。その場合、これまで託送料金として幾ら回収され、残額はいくらなのですか。(質問項目54)

(三) 「東京電力福島第一原発の廃炉」について、「廃炉費用を具体的かつ合理的に見積もることは困難。」「約8兆円の試算は、有識者ヒアリング結果等をもとに算出され、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有する」と回答、説明をいただきました。受けて、次の4点5項目について、重ねてお尋ねします。

1) 当初2兆円試算だったと承知しています。それが8兆円試算へと増えた内容を説明された資料はあるのですか。あれば教えてください。(質問項目55)

2) 前掲した2017年1月10日毎日新聞報道のとおりだとすれば、貴省が2016年末までに作成された内部資料に、2兆円想定が8兆円に膨らむこの廃炉費用についても託送料金で回収する計画が明記されていたとのことですが、そういう経緯があったのですか。(質問項目56)

3) 8兆円が現時点の蓋然性を有する金額と言われるので、将来増えていく可能性があるを受け止めましたが、その場合、何でそれを賄うことになるのでしょうか(質問項目57)。上の経過等に照らして、増加分が「廃炉円滑化負担金」等によって電気利用者(国民)に負担転嫁される可能性はありますか。(質問項目58)

4) また、「具体的かつ合理的に見積もることは困難」な中で努力が行われていることは分かりますが、そのことが額を出せないことの免罪にはならないとも思います。数年前まで2兆円とされていたものが8兆円まで4倍に膨れ上がりました。後になって「これだけお金がかかるようになった」と言って、その負担を東京電力だけが負えないので何とかしてほしいという繰り返しはもう止めるべきです。公益社団法人日本経済研究センターが「福島第一原発の事故処理費用は50兆～70兆円を要す」と発表していること等について、そうであるのか否かを検証して、少しでも早く具体的で合理的な見積りに近づける責任が東京電力や貴省には無いのですか。(質問項目59)

十二(原発のコスト)について。

(一) 原発の発電コスト試算として、「10.1円/kWh以上。」「資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用を算入。」「仮に福島事故関連費用が約10兆円増加した場合、10.2～10.4円となる」と回答、説明をいただきました。2015年に貴省が発表された数値であると承知しました。

(二) 受けて、この度お問い合わせしている「こうした全ての事柄の数値と見通しは含まれていたのか。含まれていないものがあればそれも含めた原発に係る全てのコストを明らかにしてほしい」に関して、次の13点28項目について、重ねてお尋ねします。

1) 「賠償負担金」2.4兆円は原発コストの中に含まれていますか。(質問項目60)

2) 「廃炉円滑化負担金」は提示された原発コストの中に含まれていますか(質問項目

- 目61)。その想定総額や反映額を教えてください。(質問項目62)
- 3) 「廃炉に要する費用」は、国内全ての原発と関連施設分が原発コストの中に含まれていますか(質問項目63)。その想定総額や反映額を教えてください(質問項目64)。前述「東海再処理施設の廃止費用1兆円試算(本年6月14日報道)」等新たに判明していく膨大な費用は原発コストの中に反映されていくのですか(質問項目65)。東京電力福島第二原発の廃炉が東京電力から表明されました(本年6月14日)が、その費用は反映されていくのですか。(質問項目66)
- 4) 「放射性廃棄物の処理費」は、国内全ての原発と関連施設分が原発コストの中に含まれていますか(質問項目67)。その想定総額や反映額を教えてください(質問項目68)。前述のとおり、1万年とも10万年とも言われる超長期間の管理・処理費用は算定して含めないでよいのですか。(質問項目69)
- 5) 「使用済核燃料再処理の費用」は、国内全ての原発と関連施設分が原発コストの中に含まれていますか(質問項目70)。その想定総額や反映額は前出の13.9兆円ですか(質問項目71)。前述の東海再処理施設廃止費用はこちらの方に区分されて含まれていくのですか。(質問項目72)
- 6) 「東京電力福島第一原発事故の対処費用」は、現時点試算されている全てが原発コストの中に含まれていますか(質問項目73)。その想定総額や反映額を教えてください(質問項目74)。可能な限り早く具体的で合理的な、つまり、より正確な見積額を出して、それを反映させなくてよいのですか(質問項目75)。前述の東京電力福島第二原発の廃炉費用の扱いは特別な区分で管理されるのですか、それとも通常の全国原発の廃炉と同じ扱いとなるのですか(質問項目76)。
- 7) 貴省から原発コスト内訳として示された「資本費」は、国内全ての原発と関連施設分の試算ですか。(質問項目77)
- 8) 貴省から原発コストの内訳として示された「運転維持費」は、国内全ての原発と関連施設分の試算ですか。(質問項目78)
- 9) 貴省から原発コスト内訳として示された「追加的安全対策費」は、国内全ての原発と関連施設分の試算ですか(質問項目79)。2017年7月8日の朝日新聞に「電力11社合計の安全対策費、13年1月9,982億円、17年6月3兆8,280億円」とあり、3兆円近く増えているようですが、2015年度以降、こうした増加分は反映できているのですか。(質問項目80)
- 10) 貴省から原発コスト内訳として示された「核燃料サイクル費用」は、上5)を指すものですか。(質問項目81)
- 11) 貴省から原発コスト内訳として示された「政策経費」には全国原発と関連施設や団体等に関わるあらゆる立地対策や研究開発等の費用が含まれていますか。(質問項目82)
- 12) 貴省から原発コストの内訳として示された「事故リスク対応費用」は、上6)東京電力福島第一原発の賠償や除染・中間貯蔵に関わるもののことですか(質問項目83)。あるいは全国の原発と関連施設分に関わるそれらすべての費用が含まれているのですか。(質問項目84)
- 13) 貴省から示された原発コストの計算の仕方としては、原発稼働率を勘案して分

母となる発電力（量）を出していると思いますが、その理解は間違っていないか（質問項目85）。2015年以降、廃炉が決まった原発は20基近くあると思いますが、それらにより分母は相当減っていき、それを反映せずにコストとして示すのはとても正しい数字とは言えないのではありませんか（質問項目86）。逆に再生エネルギー発電力（量）は顕著に伸びていることも含め、電源別コスト全体を試算し直して、電気利用者、国民に正確な情報を開示する必要はありませんか。（質問項目87）

最後に。

- (一) 今回もお手数をおかけしますが、ご回答をよろしくお願いいたします。「電力自由化」は発送電のコストが明確になっておくことが柱と考えられ、生じてしまった東京電力福島第一原発事故や、全国の原発及び関連施設の建設から廃止に要する費用が適切に処理されていくことがそれに不可欠に伴うものと理解しており、そのことに伴って電気料金や託送料金が適正・明確であることが大切だと思っております。それらは電気を使う人たちすべて、国民全体にとってこそ、知って考えて決めていけるようにすべき、大切なものと思ってお尋ねしています。
- (二) たいへん多くの質問で今回も恐縮ですが、前回と同じく回答は1ヵ月後を目処と考えて、7月24日までにお願いたします。もし遅れそうな時は、期日の目安をご連絡いただけるとありがたいです。

謹白